

「住宅改修」を上手に使うって 住み慣れた自宅で安心して暮らそう!!

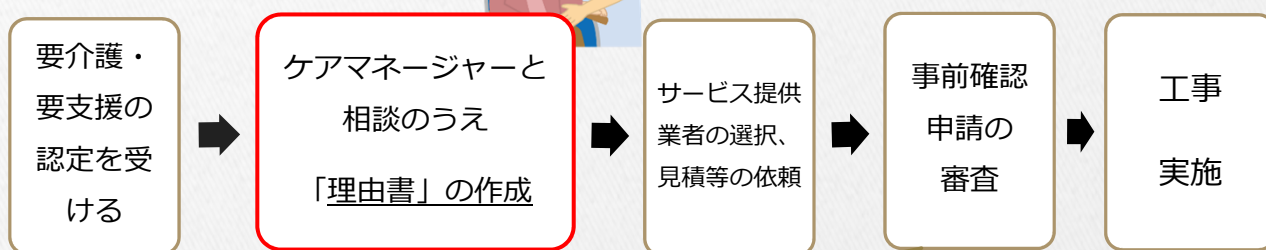
住宅改修費は、自宅での「自立した生活」を支えるための介護保険制度のサービスです。

介護保険制度のサービスは、要介護・要支援認定を受けた利用者(被保険者)について、ケアマネージャー等が作成した、利用者の心身の状況にあわせた介護(ケア)プランをもとに、サービス提供業者と利用者が契約し介護サービスが提供されます。

その介護保険制度のサービスの一つに住宅改修があります。(限度額20万円)

そのため、介護プランや「住宅改修が必要な理由書」により改修の目的を把握したうえで、適宜適切な改修計画をたて、保険者(市)の必要な審査などを踏まえて、利用者の個別状況にあった適切な工事(改修)が行われます。

<工事実施までのながれ>



住宅改修では“事前審査”があります。

住宅改修費は、住み慣れた自宅で生活することを支援するために、利用者本人に対して介護保険から支払われる給付費であり、家屋改修工事費(リフォーム)の補助金ではありません。

そのため、一定のルールに沿って事前に申請内容の審査が行われます。

※住宅改修の審査内容について

申請時の申請者の心身の状態や住宅の状況などから審査を行います。

(申請者の身体状況を確認するため、ご自宅への訪問調査を行う場合もあります。)

- ・申請者の状況にあわせ、居宅生活を改善するという目的でなければ、住宅改修の該当工事であっても保険の給付としては認められません。(申請者の身体状況等により個別に判断します。)
- ・介護保険適正化の観点から、必要最低限の内容が保険給付の対象となります。

住宅改修申請時のポイント!

- ケアマネージャー等と相談して、現在の心身の状態にあった改修計画を作成しましょう。
- 一度改修してしまうと簡単には元に戻せないため、改修の費用が高額とならないよう、効率の良い改修方法や、複数の業者を比較して検討することが大切です。

<お問い合わせ先>

玉名市 高齢介護課 介護保険係 TEL(0968)75-1339